

令和2年度 事業No.7 事業区分:通常分

かつらぎ町特別定額給付金事業(新生児分)

【事業目的・概要】

子育て世代の生活支援として、国の特別定額給付金の対象とならない、令和2年4月28日～8月18日までに生まれた新生児を対象とした特別定額給付金を、その母親に対して支給する。
(新生児1人当たり10万円)

| 総事業費 | 事業費内訳 | |
|------------|--------------|------------|
| 2,302,304円 | 特別定額給付金(23人) | 2,300,000円 |
| | 郵送料 | 2,304円 |